

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成26年11月7日(金) 午後3時00分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 14階 大ホール

出席委員 44名

1番 税所 史熙	2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治
4番 米村 昌昭	5番 牛島 國廣	6番 藤岡 照代
7番 宮本 隆幸	8番 林田 智博	9番 角居 登
10番 瀧口 幸司	12番 杉本 清和	13番 村上 義博
14番 網田 稔	15番 村中 英次	16番 南 順二
17番 角田 一誠	18番 嶋村 鎮雄	19番 春口 豊徳
20番 田中 求	21番 山口 謙藏	22番 松村造酒夫
23番 梅田 義弘	24番 清崎 勝矢	25番 牛嶋 弘
26番 渡辺 智明	27番 高群 藤雄	28番 園田 操
29番 村上 智弘	30番 澤田 公俊	31番 村上 正春
32番 橋本 春利	33番 馬原 清隆	34番 一木 文雄
35番 後藤 和則	36番 北口 和皇	37番 古川 盛康
38番 吉田 一幸	39番 榊永 築	40番 西川 秀文
41番 成松 道敏	43番 杉浦 照雄	44番 志柿 茂喜
45番 内田 康喜	46番 前田 道弘	47番 藤本 照義
48番 田上 義則	49番 清田 政敏	

欠席委員 2名

11番 森 日出輝
50番 上田 芳裕

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第8回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中47名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

本日は、森会長が都合により欠席されておりますので、宮本副会長にご挨拶をお願いいたします。

副会長 皆さん、こんにちは。

第8回熊本市農業委員会総会を開催いたしましたところ、秋の収穫

の最中にご出席くださいます。誠にありがとうございます。

また、農家の水稲にウンカが発生して農家所得が減少しております。これも今後は、ウンカの大発生をさせないような対策が必要かと思っております。8月頃の長雨で、施設園芸の温湯消毒などができてないために、青枯れの発生や、また、ミカンも薄皮で、台風18号や19号の影響で、腐敗が発生しているといった傾向が見られます。今後は、そういった長雨の対策もやっつけていかなければ、農家所得は安定しないと考えております。今後は皆さんも、農家の所得の向上のため一層ご協力のほどよろしくお願いいたします。

では、第8回の熊本市農業委員会の総会を始めます。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっておりますが、農業委員会法第5条第5項の規定に基づき、会長が欠席の場合は、会長職務代理者が会長にかわって議事の進行を行うことになっております。

それでは、宮本副会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、開議に当たり、総会次第第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者に20番の田中求委員と21番の山口謙藏委員を、書記に事務局の岩本稲子主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで6件でございます。

議事に入ります前に、議案の取り下げや訂正などがあるので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案の取り下げと訂正についてご説明いたします。

議案別冊をお願いいたします。まず10ページをお願いいたします。第4号議案、第5条の許可申請、10ページの7番と8番が取り下げとなっております。

続きまして、次の11ページ、最後の15番が取り下げとなっております。

取り下げは以上でございます。

次に、訂正でございます。2枚目の目次に入っていたかと思っております。ただいまの取り下げに伴いまして第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、これが27件を24件に訂正をお願いいたします。それから最後の合計欄です。108件を105件に訂正をお願いいたします。

次に、9ページをお願いいたします。第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請の5番でございます。5番の譲受人の欄、塩井利崇となっておりますが、塩井利崇さんの横にほか1名と記入をお願いいたします。連名申請となっております。ほか1名をお願いいたします。その下の平成2年生まれは削除をお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは議事に移ります。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、29件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から3番までは関連で、農地を使用貸借及び賃貸借し、独立して農業に従事するための申請でございます。先日の地区委員会で営農計画について聞き取り調査を行いましたところ、許可後は米、セリなどを作付するとのことで、計画どおり意欲的に農業に従事されることを確認いたしております。

続きまして、4番は、画図町下無田の専業農家で、経営拡張のため賃貸借権を設定する申請でございます。許可後は米を作付されるとのことです。

以上、1番から4番まで先日の地区委員会で協議をいたしましたところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長

ただいま、1番から4番までについて地元委員によるご報告がございました。この件につきまして何かご意見はございませんか。

一同

異議なし。

議長

異議なしということであります。申請どおり許可することに決定いたします。

5番。

19番 春口豊徳委員

19番委員、春口です。

5番から9番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番の申請人は兼業農家で、経営拡張のため農地を所得する申請です。許可後はニンジン、ダイコン等の露地野菜を栽培されます。

続きまして、6番と7番は関連で、親から子への贈与のための所有権移転と、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。許可後は大豆を栽培されます。

続きまして8番は、新規就農のため農地を賃貸借する申請です。先日の地区委員会で営農計画について聞き取り調査を行ったところ、許可後はサツマイモ、ニンジン、葉物野菜を作付されます。計画どおり意欲的に農業に従事されることを確認しております。

最後に9番です。申請人は専業農家で、経営拡張のため農地を取得する申請です。申請地につきましては、許可後は露地野菜を栽培されます。

以上、5番から9番まで先日の地区委員会で協議しましたところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、5番から9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件につきまして何かご意見はございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することを決定いたします。
10番。

32番 橋本春利委員

32番委員、橋本です。

10番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は施設園芸、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはレンコンを作付される計画です。

11番も経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、施設園芸、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

以上2件について協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2

項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、10番から11番について地元委員よりご報告がございました。この件につきまして何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することを決定いたします。

議 長 　　12番。

12番 杉本清和委員

12番委員、杉本です。

12番、13番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

12番、13番は関連で、独立就農のための申請です。さきの地区委員会へ出席を願ひ、営農計画について聞き取り調査を行いました。

12番は祖父からの使用貸借、13番は賃貸借によるものです。申請者は現在、親元で農業に従事されていますが、今後は青年就農給付金制度を活用され、独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカンをつくられる予定です。

以上2件、協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、12番、13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件につきまして何かご意見はございませんでしょうか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することを決定いたします。
14番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

14番から17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

14番は、代替地取得のための所有権移転の申請です。申請人は、平成25年5月に5条転用で売買された農地の買いかえをして取得さ

れるものです。申請人は農家で主に米を作付されており、許可後も申請地に米をつくられる予定です。

15番は、経営拡張のための使用貸借権、1年間の設定をされるものです。申請地は前案件の隣地であり、申請人は許可後も米をつくられる予定です。

16番は、独立就農のための使用貸借権（5年間）の設定をされる案件です。申請人は農作業歴6年で主に米を作付されておられます。これから経営拡大を図られ、将来は米と露地野菜の栽培を目指しておられます。先日、地区委員会で聞き取り調査を行い、営農への意気込みや計画の妥当性などを確認しております。

17番は、営農型太陽光発電設備の設置により空中部分を利用するため設置者が、営農者から区分地上権の設定を受けて営農型発電設備を設置する場合、農地に権利を設定することとなるため、3条許可の申請をされるものです。これは設置者と営農者が異なったの営農型発電設備の設置で、農地の空中部分を利用するために3条許可が必要となるものです。申請地は太陽光設備の地中部分（152㎡）が5条転用許可の対象となり、該当設備の下部の農地については営農者が引き続き耕作を行うことから、3条許可の対象となります。なお、この下部農地ではミョウガが作付されます。

以上、先日の地区委員会で検討した結果、これらの案件は、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、14番から17番までについて地元委員よりご報告がございました。この件について何かご意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 ありがとうございます。異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

18番。

8番 林田智博委員

8番委員。

18番から20番について、地区委員会で協議状況を報告します。

18番は、親子間の使用貸借権の設定です。借り人は米を作付されており、許可後も米をつくられます。

19番につきましては、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米をつくられており、許可後も米をつくられます。

20番につきましては、親子間の使用貸借権の設定で、借り人は米、

キャベツ、セロリ等をつくられており、許可後はキャベツ、ブロッコリーをつくられる予定です。

以上3件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、18番から20番について地元委員よりご報告がございました。この件につきまして何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することを決定いたします。21番。

31番 村上正春委員

31番委員。

21番について地区委員会で検討状況を報告します。

21番は、譲受人が経営拡張のため農地を取得される申請です。申請地は譲受人の自宅に接しており、許可後は水稻を植えつけられます。

以上、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、21番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することを決定いたします。22番。

23番 梅田義弘委員

23番委員。

22番から29番について、地区委員会で協議状況を報告します。

22番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻をつくっている兼業農家で、許可後はハウレンソウを作付される予定です。

23番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はスイカ、メロン、施設園芸の専業農家で、許可後は露地野菜を作付される予定です。

24番は、経営拡張のための賃貸借権設定の申請です。借り人は兼

業農家で水稲、スイカをつくられています。許可後は芋を作付される予定です。

25番から27番は関連で、独立就農のための賃貸借権、使用貸借権設定の申請です。先日の地区委員会に出席をいただき、事業計画等を聞き取りいたしました。おじのところでは農業研修をされ、今回、独立就農をして花卉の作付をされ、農協や市場に出荷される計画です。営農計画等について何ら問題がないことを確認いたしました。許可後はケイトウなどの花卉を作付される予定です。

28番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲をつくっている兼業農家で、許可後は芋、カボチャをつくられる予定です。

29番は、新規就農のため所有権移転の申請です。譲受人は親類から農地を買い受け、米の作付をされる計画です。さきの地区委員会へ出席をいただき事業計画等を聞き取りし、何ら問題がないことを確認いたしました。

以上8件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、22番から29番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんでしょうか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願（耕作目的：会許可分）1件でございます。地元委員のご報告につきましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告します。

1番は耕作目的による買受適格証明願です。願ひ出人は証明の要件を満たす兼業農家で、農地を取得するため申請されたものです。主に米を作付されており、この農地にも同じく米をつくられる計画です。

以上、この件について地区委員会で慎重に検討した結果、この願ひ出人を適格者であると判断しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、地元委員よりご報告がございましたが、この件につきまして何かご意見はございませんでしょうか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり適格者であると決定いたします。

　　なお、願い出人が最高買受申出人となられた場合に、農業委員会へ農地法第3条許可申請書が提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときには、許可証を交付してよろしいかお諮りいたします。

一　同 　　異議なし。

議長 　　ありがとうございます。異議なしということで、そのようにいたします。

　　続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、5件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

3 2 番 橋本春利委員

3 2 番委員、橋本です。

1 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 番は、農家住宅建築のための転用申請です。申請人は、現在、長男家族と同居されておりますが、部屋が手狭となったため自宅の隣に新築を計画されました。土地利用計画は、転用面積288㎡、農家住宅1棟2階建て175.33㎡の建築です。申請地は、集落内開発制度指定区域に位置し、農地区分は、10ha未満の小集団の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成26年12月5日から平成27年3月31日までを予定されております。

　　以上1件、さきの地区委員会での現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件につきまして何かご意見はありませんか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

2番。

3 3 番 馬原清隆委員

3 3 番委員。

2番から3番について、地区委員会での協議状況を報告します。

2番は、農家住宅を建築する転用申請です。申請地は、集落内開発制度指定区域内で、10ha未満の広がりのない小集団の農地で2種農地と判断されます。事業計画は、申請地に隣接する宅地と一体的に利用するもので、木造平屋建て1棟、事業面積843.89㎡、転用面積419㎡、建築面積106.82㎡から成り、適正な面積ではないかと判断いたしました。周囲の状況は、隣接同意、給排水計画、資金、信用については問題ありません。ただ、申請地は現在、宅地として利用されており、転用許可の手続をしていなかったことを深く反省され、始末書の提出を受けております。工事計画は、平成26年12月10日から平成27年7月31日までで、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

3番は、貸し駐車場のための転用許可申請です。申請地周辺には駐車場としてのスペースが不足しており、近隣住人からの要望を受け今回の申請に至りました。農地区分は、10ha未満の広がりのない小集団の農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、自家用車3台分の露天駐車場で、転用面積125㎡ですが、申請地は傾斜になっている部分もあり妥当な面積と思われます。ただ、申請地は現在既に施工済みであり、転用許可の手続をしていなかったことを深く反省され、始末書の提出を受けております。排水計画、隣接同意、被害防除とも問題なく、追認案件のため工事と費用等はありません。

以上2件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、2番から3番につきまして地元委員よりご報告がございました。この件について何かご意見はございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議所へ諮問することといたします。

次に、4番ですが、申請人が議席番号21番の山口委員ご本人とな

っております。よって、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、議事に参与することができません。山口委員には、4番の審議終了まで議場から退出していただきます。山口委員、よろしくお願いいたします。もう出とったな。

(山口委員 退室)

議長 それでは、地元委員より地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

34番 一木文雄委員

34番委員。

4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、貸し資材置き場のための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、総事業面積5,064㎡、うち転用面積4,080㎡で、貸し資材置き場としての転用です。土木建設業を営む株式会社ムラタ建設の砂利、建設資材等の置き場、トラック6台分及び管理道路として利用するもので、妥当な面積だと思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成26年12月1日から平成27年5月30日までの6カ月を予定し、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討したところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんでしょうか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議所へ諮問することといたします。

それでは、山口委員に入室をお願いいたします。

(山口委員 入室)

議長 では、5番。

30番 澤田公俊委員

30番委員。

5番について、地区委員会での協議状況を報告します。

5番は、申請地を資材置き場に転用し、建設事業者へ資材置き場として貸し出すための申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある1種農地と判断されますが、集落に接続するため不許可の例外に該当すると思われまます。排水同意書や隣接農地の同意はとられています。転用面積は、資材置き場の規模から適正なものと判断されます。工事期間は、許可日から来年3月31日までの予定です。費用は融資証明書が添付されており、排水同意書も添付されています。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。許可後は速やかに施工されることを確認しております。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 長 ただいま、5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんでしょうか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議所へ諮問することといたします。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、7番、8番、15番が取り下げとなりましたので、24件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願ひします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番と2番は関連で、2番の譲渡人のお孫さんに当たる譲受人が、農地を取得し、個人住宅と進入用道路に転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟と進入用道路を整備し利用する計画で、転用面積といたしまして適正な面積であると判断いたしました。資金計画、給排水計画、被害防除等は問題ございません。前回の地区委員会で現地調査を行ったところ、進入用道路部分と譲渡人所有の隣接農地が、違反転用であることが判明いたしました。そのために今回の申請について

は、違反転用について深く反省された旨の始末書が添付されており、また、違反転用地につきましても農地の状態に復元されておりました。開発許可につきましては、市開発景観課へ協議中であることを確認いたしております。工事完成は平成27年6月30日までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

続きまして3番は、1番、2番の進入用道路部分の隣接地であり、前回の現地調査の際に、これらも違反転用が判明いたした土地になります。申請人は、搬送用機械の製造及び設備施工を営む有限会社馬場製作所で、資材置き場兼駐車場への使用貸借権設定の転用申請でございます。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請人が経営される製作所の資材置き場兼駐車場3台分として利用する計画で、転用面積といたしましては適正な面積であると判断いたしました。資金計画、給排水計画、被害防除等は問題ありません。前回の現地調査の際に違反転用が判明したため今回の申請については、違反転用について深く反省された旨の始末書が添付されており、また、違反転用地につきましても農地の状態に復元されておりました。工事完了は平成27年5月30日までで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認いたしております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討いたしましたところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、1番から3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議所へ諮問することといたします。

4番。

19番 春口豊徳委員

19番委員。

4番から6番につきまして、先日の地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、農地を賃貸借し駐車場へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請人が経営する自動車販売会社のストック用車両17台分の駐車場として利用される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されま

す。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成26年12月25日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

続きまして5番は、農地を取得し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築を計画されており、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可につきましては、市開発景観課と協議中であると確認しております。工事完了は平成27年6月10日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

最後に6番です。申請人は、宅地建物取引業を営む株式会社奥羽興産で、農地を取得し建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は、小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建て売り住宅5棟の建築と新設道路を整備し利用される計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除につきましては問題ありません。開発許可につきましては、市開発景観課と協議中であることを確認しております。工事完了は平成27年7月30日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地条件の面、一般基準の面を検討したところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でした。審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、4番から6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議所へ諮問することといたします。

次は7番、8番が取り下げになっております。9番。

12番 杉本清和委員

12番委員、杉本です。

9番につきまして、さきの地区委員会で協議状況をご報告いたします。

9番は、中央区にお住まいの申請者が、個人住宅を建設されるものです。申請者は67歳の医師の方で、年齢等もあり今後は仕事の量を減らし静かな環境での生活を希望されておられたところ、申請地は緑

があふれ有明海が一望できる景観豊かな地のために選定されました。農地区分は、中山間の広がりのない農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟109㎡の建設です。資金計画は全て自己資金で、銀行の残高証明で確認いたしております。周囲の状況は北側、東側が道路、西側、南側が畑となっており、農地については地権者からの同意がとられております。排水計画は、雨水は地下浸透され、オーバーフロー分は、集水桝を設置され北側市道側溝に接続、放流予定です。生活排水、汚水は合併浄化槽で処理後、同じく北側市道側溝に接続、放流予定です。工事期間は許可後速やかに着工され来年5月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんでしょうか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議所へ諮問することといたします。

10番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

10番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

10番は、建て売り住宅建設のための所有権移転をされるもので、農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。また、集落内開発指定区域でもあります。申請地の周囲は住宅化が進み、主要地方道に近く交通の便もよい住環境にあるため、この土地を選定されたものです。申請の転用計画は、田1筆978㎡に、木造2階建ての建て売り住宅4棟を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除などについても問題はありません。開発許可については開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成26年12月1日から平成27年4月30日までの約5カ月間を予定されております。

11番は、営農型太陽光発電の設備設置のため貸借権の設定をされ

るもので、農地区分は、10ha以上の広がりがある一団区域内の農地で第1種農地と判断されます。申請地は耕作放棄地でありましたが、現在の状況と農地の再生を考え、前回、関連会社が、太陽光設備計画の下部農地にミョウガを栽培する3条申請をされたものに伴い、今回は営農型の太陽光発電設備の設置を申請されるものです。事業面積は田30筆2万3,250㎡で、その中で転用面積は支柱などは152㎡です。また、この設備の発電出力は1,750kwです。資金計画及び排水計画、被害防除など、また、関係必要書類の添付においても問題はありません。工事期間は、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの約1年間を予定されております。

12番は、デイサービスセンターの建設のため所有権を移転されるもので、農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域でもあります。申請地は県道に近く交通の利便性があり、また、周囲には医療関係の施設もあり、管理者宅にも近いことから、この土地を選定されたものです。事業面積は417.2㎡、デイサービス施設1棟、面積116.82㎡を建設されるものです。そのうち申請の転用計画は畑2筆、計143㎡になります。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。開発許可については開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成26年12月20日から平成27年6月30日までの約6カ月間を予定されております。

13番は、競売案件です。

14番は、資材置き場設置のため所有権移転の申請をされるものです。農地区分は、上下水道の2管が埋設されている沿道区域で、500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設などがある区域であるため、第3種農地と判断されます。申請業者は、近年、南区方面の住宅造成などへ事業拡大をしており、この地域の資材置き場が必要になったため選定されたものです。申請の転用計画は田3筆、2,477㎡で、建設資材、碎石、山砂などの置き場として計画されるものです。資金計画及び排水計画、被害防除などにおいて問題はありません。工事期間は、平成26年12月10日から平成27年1月10日までの約1カ月間を予定されています。

以上5件、先日の地区委員会で現地を確認、検討した結果、これらの案件は、立地基準の面、立地条件、転用確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま、10番から14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

議長 ちょっと待ってください。
はい。

37番 古川盛康委員

37番の古川です。

11番の営農型太陽光発電設備ということなんですけれども、先ほど日射量が……。営農型太陽光発電設備ということで、栽培はミョウガということなんですけど、これは日射量は何%なんですか。

議長 ミョウガについては、日射量というか、大体今ハウスの中が6,000ルクスぐらい、トマトなんかは必要になつてますよね。ミョウガの場合は、ある程度の陰がよかったです。何ルクスかはわからんけど、今ミョウガ栽培は四国あたりが相当やつとるわけです。暗くすれば暗くするほどミョウガは丸くならんで、すつとなつてくつです。そがんとて今度は料亭用とかいろんな栽培の仕方があります。日射量は暗くすれば暗くするほどミョウガが白かつの、ぽつととつとあつどがいた、あがんごてなるわけたい。

37番 古川盛康委員

了解しました。

議長 そんだけん、これは何ルクスでミョウガがでけんとかなんとかじゃありません。暗くなれば暗いほどミョウガもそれに沿うた栽培ができます。古川さん、よかですか。何か納得のいかんごてある。

37番 古川盛康委員

いや、作物全体はやっぱり日射がある程度差さんとなら、光合成とかいろいろありますので、やっぱ、こぎゃんことは、それに対しての証明みたいなものと思ひまして発言いたしました。

議長 そうですか。

19番 春口豊徳委員

先ほどちょっと聞き忘れたつです。よろしいですか。

議長 よかですよ。

19番 春口豊徳委員

すみません、時間をとらせます。

ページ4番の17番、これも営農型ソーラーなんですけれども、これも日照率は何%かなと私も思いました。

議長 長 一緒ですよ。同じやつ。同じもん。

19番 春口豊徳委員

やはりミョウガだということで。

議長 長 17番は一緒、今の質問で正解たい。3条許可と同時たい。

19番 春口豊徳委員

わかりました。

17番と関連ですね。

議長 長 これは17番と関連だけん。これは空中のあれを3条許可でしょう。3条許可は、これは空間のあれをしたつで、そすと、これは関連でしとりますから。

だから3条申請する理由を説明しよっとじゃなか。

議長 長 3条申請は営農型だけん、下に同じ人が作物をつくらすとならあれだけど、上の地上ばかり買つとらすけん。サン・ドリームファームさんがパネル下でミョウガをつくらす。そうすると西日本ライフサービスさんが地上で太陽光の発電をするといった、そげんなつとります。ほんだけん、3条でその空間部分の許可を申請しなつたわけ。同時申請で進行していきます。よかですか。

19番 春口豊徳委員

わかりました。

議長 長 よかですか。

37番 古川盛康委員

もう一ちよつとよかですか。

議長 長 よかですよ。

37番 古川盛康委員

マイクは要らんです。確認ですが、これは面積は2町3反ですか。これはさっきの話じゃちょっと荒れとって言いなつたでしょう。

議長 ここは今は耕作放棄地。

37番 古川盛康委員

はい、わかりました。

議長 ほかはなかですか。ほかはないですね。ようございますか。

一同 はい。

議長 ありがとうございます。異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議所へ諮問することといたします。

15番が取り下げで16番。

33番 馬原清隆委員

33番委員。

16番から17番について、地区委員会での協議状況を報告します。

16番は、所有権移転による農業用資材置き場のための転用許可申請です。譲受人が、現在使用している農業用資材置き場が用地買収にかかるため、代替地として今回の申請に至りました。申請地の農地区分は、10ha未満の広がりのない小集団の農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積519㎡でハウス用鉄骨、ビニール、肥料等の置き場として利用され、適正な面積ではないかと判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成26年12月上旬から27年3月31日までと予定されており、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

17番は、個人住宅を建築するための使用貸借権設定による転用許可申請です。借り人は、申請地が実家に近く環境面でも恵まれていることから選定されました。申請地は、10ha以上の規模の一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに当たるため、不許可の例外に該当するものと判断されました。土地利用計画は木造平屋1棟、転用面積340㎡、建築面積100㎡から成り、適正な面積ではないかと判断いたしました。周囲の状況、隣接同意、給排水計画、資金、信用については問題ありません。また、転用許可以外に開発許可が必要になりますが、開発景観課へは事前審査の申請中とのこと。ただ、申請地は既に整

備されており、転用許可の手続をしていなかったことを深く反省され、始末書の提出を受けております。工事計画は、平成26年12月1日から平成27年6月30日までの予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおりに施工されるものと考えます。

以上2件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、16番、17番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんでしょうか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議所へ諮問することといたします。

18番。

2番 福原幸一委員

2番委員です。

18番と19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。譲受人の会社は、広い道に面し交通の便もよいため申請地を選定したものです。農地区分は、南区役所から300m以内での3種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積1,337.59㎡、うち転用面積1,008㎡、木造2階建て住宅5棟及び道路で、建築面積は46.37㎡掛ける5棟の231.85㎡となり、妥当な面積と思われます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内にあり、開発景観課の事前審査の回答書が添付されています。工事計画は、平成26年12月1日から平成27年3月31日までの4カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

19番は、後継者への使用貸借権設定による農業資材置き場のための転用許可申請です。借り人は米、麦、メロンを作付けておりますが、農業用資材の保管場所が手狭になり、農地に近く交通の便もよい申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、農業用施設のため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。

土地利用計画は、タンク、パレット、コンテナ、資材、トラクターなど、農業用機械3台分と通路から成り、妥当な面積と思われます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成26年12月1日から平成27年1月30日までの2カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、18番、19番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんでしょうか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議所へ諮問することといたします。

20番。

34番 一木文雄委員

34番委員。

20番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

20番は、所有者の娘夫婦のための使用貸借権設定による個人住宅建設のための転用許可申請です。借り人は、実家近くの住環境のよい申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の規模の団体の地区内での農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則として不許可ですが、集落に接続しているもので不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地計画は、木造2階建て個人住宅1棟、建築面積81.56㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内であり、開発景観課に事前審査を申請中です。工事期間は、平成26年12月10日から平成27年12月20日までの12カ月を予定、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと思われます。

以上、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討したところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、20番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんでしょうか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議所へ諮問することといたします。

21番。

31番 村上正春委員

31番委員。

21番から23番について、地区委員会での協議状況を報告します。

21番は、譲受人が、申請地農地を取得し駐車場とされる転用許可申請です。申請地は、現地調査で確認したところ小集団の農地であるため第2種農地と判断されます。譲受人は、申請地の隣接地の自宅を事務所として会社を経営されておりますが、自宅が傾斜地であるため駐車場の加工ができなかったため、近くの土地を会社の駐車場として使用されております。自家用車も駐車されておりますが、業務の拡張にしたがい、来客者駐車場が手狭となり新たに自家用駐車場が必要となったため、申請地の取得のめどがついたため今回申請されたものです。傾斜地を造成するため駐車場区画は2区画となり妥当な面積です。また、計画を賄う金額の金融機関発行の残高証明が添付されております。隣接する農地はなく、雨水は敷地内地下浸透処理されます。

22番は、譲受人が妻より農地の使用貸借を受け、個人住宅を建築される転用許可申請です。申請地は、先日、現地調査で確認しましたが、広がりのない10ha未満の農地であるため第2種農地と判断されます。申請人は現在借家にお住まいですが、老後を考え、住環境のよい妻の実家近くの申請地に住宅を計画されたものです。計画を賄う融資証明も添付されております。工事期間も平成27年8月末までを予定され、期間も面積も妥当ではないかと判断されます。集落内開発制度指定区域内の農地で開発許可が条件ですが、協議も進められております。周囲に隣接する農地所有者からの同意も得られております。雨水は地下浸透処理で、雨水、雑排水は下水道に放流されます。

23番は、借り人の夫婦が、妻の親から農地を使用貸借し個人住宅を建築される転用許可申請です。申請地は、特定土地改良事業区域内にあるため甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、本件は、農地法施行規則第37条第5号の土地改良事業に定められた用途に供するもので、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。農地を分断する転用ではありません。申請人は現在、借家にお住まいですが、お子様の成長で手狭となり、奥さんの実家近くの申請地

が事業により住宅地として整備されたため計画されたものです。計画を賄う融資証明も提出されております。工事期間も許可後から27年5月末までに完了される計画で、適切な工事期間ではないかと判断されます。開発許可が条件ですが、事前の協議も進められております。隣接する農地所有者よりの同意も得られております。給水は既設の上水道から、雨水は地下浸透処理されます。雨水、雑排水は合併浄化槽で処理後、排水路へ放流されます。排水路を管理する土地改良区からの同意も得られております。

以上3件、先日の地区委員会にての現地調査、協議、検討の結果、転用許可基準は満たされると判断されております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、21番から23番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんでしょうか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議所へ諮問することといたします。

24番。

30番 澤田公俊委員

30番委員。

24番から27番について、地区委員会での協議状況を報告します。

24番は、借家住まいの申請人が、子供の成長に伴い個人住宅を計画される申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある1種農地と判断されますが、集落に接続するため不許可の例外に該当すると思われま。集落内開発区域内の土地で、開発許可も同時に申請されています。排水同意書や隣接農地の同意はとられています。転用面積は住宅の規模から適正なものと判断されます。工事期間は許可日から平成27年11月30日までの予定です。費用は融資証明書が添付されています。

25番は、申請人が経営する建設業事務所と自宅の隣接地で駐車場として計画される申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の2種農地と判断されます。排水同意書や隣接農地の同意はとられています。転用面積は車2台分の面積相当と適正なものと判断されます。工事期間は許可後から12月末日まで、費用は残高証明が添付されています。

26番は、法人が経営する事業所の資材置き場として利用される申請です。農地区分は、JR植木駅から300m以内にある3種農地と

判断されます。申請地は、千葉県在住の所有者が平成18年に相続する以前より山林化していたため、てんまつ書が添付されています。排水同意書や隣接農地の同意はとられています。転用面積は事業規模から適正なものと判断されます。工事期間は許可日から平成27年10月1日までです。費用は残高証明が添付されています。

27番は、申請人が個人住宅を計画される申請です。農地区分は、10ha未満の小集団であり2種農地と判断されます。集落内開発区域内の土地で開発許可も同時に申請されています。排水同意書や隣接農地の同意はとられています。転用面積は住宅の規模から適正なものと判断されます。工事期間は許可日から平成27年9月30日までの予定です。費用は融資証明書が添付されています。

以上4件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。許可後は速やかに施工されることと確認しております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、24番から27番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はありませんでしょうか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議所へ諮問することといたします。

次に、第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(8号)についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細17ページの1番から3番までの合計3件でございます。1番から2番が公社への売り渡し、3番が相対による売買です。面積は3件合わせまして、田のみの6,748㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細18ページの4番から、16番から18番を除きまして28ページの24番までで、貸し手18名、借り手13名の件数18件です。契約期間別では、6年未満が9件、10年以上が9件で、面積は18件合わせまして、田4万8,582㎡、畑4万1,499㎡の、合計9万81㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、露地野菜、水稲、果樹及び施設野菜です。

次に、再設定分です。明細29ページの25番から33ページの4

1番までで、貸し手17名、借り手13名の件数17件です。契約期間別では、6年未満9件、6年以上10年未満1件、10年以上7件で、面積は17件合わせまして、田3万2,991㎡、畑8,368㎡の、合計4万1,359㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、露地野菜及び施設野菜です。

次に、農地利用集積円滑化団体による借上と転貸です。明細33ページの42番が、熊本市農業協同組合による借上1件で、明細43番から44番が、借り上げた後の転貸2件です。なお、43番につきましては借上期限内農地の転貸になります。契約期間は全て6年未満で、面積は借上が畑のみの799㎡、転貸が畑のみの1,493㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては露地野菜です。

最後に、農地中間管理機構による新規設定です。明細25ページの16番から26ページの18番までの3件です。契約期間は全て10年以上で、面積は田のみの2万7,138㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻を予定しています。

以上、1番から44番につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見はございませんでしょうか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いいたします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の願い出は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は兼業農家であり、全農地につきまして願出人みずから引き続き農業経営を行っていることを、地元農業委員が確認しており、証明につきましては何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんでしょうか。

一同 異議なし。

議長 長 どうぞ。

18番 嶋村鎮雄委員

合計が間違っている。ちょっとお尋ねですけれども、数字がちょっと違うんじゃないだろうか。

議長 長 どこの数字がですか。

18番 嶋村鎮雄委員

合計が少なくなっている。

議長 長 これは事務局の間違いですよ。
田の3,758、計の1,413。

議長 長 だろ。ほいだけん、間違うとるってこっでしょう。引き算になっとつとじゃなかでしょうかね。下の数字が一緒になっとつです。これ今ちょっと訂正を事務局、すればよかろう。

事務局 すみません、面積について説明いたします。
下の部分と同じように誤記してありますので、計の1万8,351㎡が正しい数字になります。失礼いたしました。

議長 長 ようございますか。

18番 嶋村鎮雄委員

はい。

議長

ありがとうございます。

では、ほかにありませんね。

異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次、2番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

2番は、租税特別措置法第70条の6第1項の、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。土地の表示、証明の期間などは議案に記載されているとおりで。願出人は、これらの農地については露地野菜を作付されており、引き続き耕作されていることを、地元農業委員が確認しております。先日の地区委員会で検討した結果、この案件の証明については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんでしょうか。

一同

異議なし。

議長

異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第5の報告事項、次第6のその他について、本日は特にございませぬ。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において決議された案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条規定によりその整理を、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に一任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時20分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成26年11月7日

会 長 森 日出輝

署名委員 田中 求

署名委員 山口 謙藏

書 記 岩本 稲子